香川県児童相談所第三者評価業務に関する業務委託契約に係る公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和6年7月22日

契約担当者 香川県子ども女性相談センター所長 有岡 光子

- 1 公募に付する事項
- (1) 委託業務名 香川県児童相談所第三者評価業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 契約限度額 934,000円(消費税及び地方消費税含む。)
- (4) 委託業務の概要 別紙「香川県児童相談所第三者評価業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとお り

### 2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領 (平成 11 年香川県告示第 787 号) に基づ く指名停止措置を現に受けていない者
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者。(香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書(未納のない旨の証明)を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者(任意団体など)を除く。)

### 3 応募方法

(1) 応募意思表明書(様式1)、応募概要書(様式2)及び応募資格に関する確認書(様式3)(以下「応募意思表明書等」という。)を下記15に持参、郵送または電子メール(期間内必着)に

より提出してください。

ア 受付期間 令和6年7月22日(月)から令和6年7月31日(水)まで (土・日曜日、祝日を除く。)

イ 受付時間 8:30~12:00、13:00~17:15

- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、8月2日(金)までに応募資格の確認結果を電子メール等で通知します。
- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

## 4 説明会及び質問事項について

本業務の企画提案を実施するにあたり、説明会は開催しません。質問事項については、8月2日(金)までに質問書(様式4)を使用して電子メール等で提出してください。

## 5 質問の回答方法

令和6年8月8日(木)に、応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。

# 6 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは 失格とします。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

#### 7 プレゼンテーション

11 の評価に際しては、応募者のプレゼンテーションによる提案内容の説明(オンライン開催とします。日時等は、後日、応募者に通知します。)を実施する場合があります。

#### 8 選定方法

応募の受付期間終了後、応募意思表明書等を提出した者を対象として、質問の受付を行った後、企画提案書の提出を求めます。この企画提案書について、審査委員会において審査の上、契約の予定者を選定します。

# 9 企画提案書の作成について

# (1) 企画提案内容

以下の要件項目ごとに、企画の内容について具体的に提示すること。

| 要件項目       | 基本的要件                         |  |  |
|------------|-------------------------------|--|--|
| ア 業務全体に関して | ① 業務に関する基本的な考え方、全体イメージ、概要     |  |  |
|            | ② 業務実施全体スケジュール                |  |  |
| イ 業務実績     | ③ 過去の児童相談所の評価実績               |  |  |
|            | ④ 過去の社会的養護関係施設の評価実績           |  |  |
|            | ※それぞれ参考資料等があれば添付すること          |  |  |
| ウ業務体制等     | ⑤ 子どもの権利擁護等に精通していること          |  |  |
|            | ⑥ 児童相談所の運営、業務内容に精通していること      |  |  |
|            | ⑦ 社会的養護関係施設の運営、業務内容に精通していること  |  |  |
|            | ⑧ 児童相談所の運営、業務に関する現状や課題に対する正確な |  |  |
|            | 理解                            |  |  |
|            | ⑨ 児童福祉現場における実務経験者を確保していること    |  |  |
|            | ⑩ 円滑かつ効果的な業務実施のため、独自に工夫している点  |  |  |
| 工 運営体制     | ⑪ 十分な人員が確保されていること             |  |  |
|            | ⑩ 迅速かつ綿密な連携体制を取るに十分な運営体制      |  |  |
| 才 経費       | ③ 本業務の実施に係る経費とその内訳            |  |  |
|            | 様式6の「業務見積書」により記載すること          |  |  |
| カ 個人情報の取扱い | ④ 本業務により得た個人情報の取扱いの方針(契約期間満了後 |  |  |
|            | も含む)                          |  |  |

# (2) 企画提案書の規格

A4版 左上綴じ

# (3) 記載方法

上記 (1) の項目ごとに、項番 (ア—①、ア—②・・・・・) を付して作成すること。 表現は簡潔明瞭とすること。

# (4) 関係書類の提出

企画提案書とは別に次の書類を提出すること。

# ア役員名簿

イ 決算書(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表)

#### (5) 提出部数

企画提案書については8部

\*そのうち企画提案書7部には団体名を記載しない。

上記(4)の書類については正本1部。

### (6) 提出期限

令和6年8月16日(金) 17時15分まで

# (7) 提出方法

下記15まで持参または郵送(郵送の場合は期限内に必着することが要件です)。

#### (8) 共同して提出する場合

複数の法人等で共同して申請する場合にあっては、グループを構成する各法人等について、 上記の(4)に記載する関係書類が必要です。

また、そのグループに名称をつけ、代表する法人等を決め、次の書類を提出してください。

- ・ 共同申請の場合の構成員表(様式7)
- ・ グループ構成団体間の役割分担、リスク分担等を記載した書類(任意様式)
- ・ グループ申請の場合の誓約書(様式8)
- ・ グループを代表する法人等への委任状(様式9)

#### 10 受託候補者の選定

## (1) 選定方法

# ア 第1次審査

上記9の企画提案書について、香川県子ども女性相談センターにおいて書類審査を実施 します。書類審査の結果は書面にて各応募者あてに郵送します。

#### イ 第2次審査

応募者から提出された企画提案書等により、「香川県児童相談所第三者評価業務委託先 選定委員会」(以下「委員会」という。) において審査のうえ、得点(委員会の各委員が下 記 11 に基づき 5 段階で採点した点数の合計)の最も高い応募者を受託候補者として選定 します。なお、次のいずれにも該当しない者で、得点の最も高い応募者が 2 者以上いる場 合は、委員会で協議のうえ、受託候補者を選定します。

- (ア) 上記2に定める資格要件をすべて満たさない者
- (イ) 企画提案書の提案内容が仕様書の要件等に反しまたは矛盾している場合なお、審査の結果、応募者全てが最低基準点(満点の5割)に達しない場合、受託候補者を選定せず、再度企画提案を募集することがあります。

#### (2) 審査結果の通知

委員会による審査結果については、委員会終了後概ね1週間以内に各応募者に通知します。

# 11 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の4名の委員が 評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

| 評価       | 西項目        |             |                                | 加点の上限 |
|----------|------------|-------------|--------------------------------|-------|
| ア        | 業務全体に関して   | 1           | 業務に関する基本的な考え方、全体イメージ、概要        | 5     |
|          |            |             | は趣旨に照らして適当であるか。                |       |
|          |            | 2           | 全体的な作業スケジュールは無理のない計画とな         | 5     |
|          |            |             | っており、十分に実施可能であるか。              |       |
| イ        | 業務実績       | 3           | 過去に児童相談所(一時保護所除く)の評価実績が        |       |
|          |            |             | あり、業務実施に必要なノウハウを十分有している        | 5     |
|          |            |             | か。                             |       |
|          |            | 4           | 過去に社会的養護関係施設の評価実績があり、業務        | 5     |
|          |            |             | 実施に必要なノウハウを十分有しているか。           |       |
|          | 業務体制等      | (5)         | 子どもの権利擁護等に精通しているか。             | 5     |
|          |            | 6           | 児童相談所の運営、業務内容に精通しているか。         | 5     |
|          |            | 7           | 社会的養護関係施設の運営、業務内容に精通してい        | 5     |
|          |            |             | るか。                            | 5     |
| ウ        |            | 8           | 児童相談所の運営、業務に関する現状や課題を正し        | 5     |
|          |            |             | く理解しているか。                      | J     |
|          |            | 9           | 評価を担当する職員として、児童福祉現場における        | 5     |
|          |            |             | 実務経験者を確保しているか。                 | 5     |
|          |            | 10          | 円滑かつ効果的な業務実施のため、事業者が独自に        | 5     |
|          |            |             | 工夫している点はあるか。                   | 5     |
| 工        | 運営体制について - | 11)         | 本事業を実施するにあたり十分な人員が確保され         | 5     |
|          |            |             | ているか。                          | J     |
|          |            | 12          | 本事業を実施するにあたり迅速かつ綿密な連携体         | 5     |
|          |            |             | 制を取るに十分な運営体制であるか。              | 0     |
| オ        | 経費         | 13          | 企画内容に比較し、見積額が適切であるか。           | 5     |
|          |            |             | 合計                             | 6 5   |
| カ        | 個人情報の取扱い   | <u>(14)</u> | 個人情報保護(個人情報の保護に関する法律、香川        |       |
|          |            |             | 県個人情報保護条例(平成 16 年 12 月 21 日香川県 | 確保されな |
|          |            |             | 条例第57号))に対する理解が十分備わっている。       | ければ失格 |
|          |            | 15          | 本事業における個人情報の取扱いが適切である。         |       |
| <u> </u> |            | <u> </u>    |                                |       |

#### <評価点の目安>

大変優れている=5、優れている=4、普通=3、やや劣っている=2、劣っている=1

#### 12 委託契約の締結

県は、受託候補者として選定した者(その者が契約締結時までに上記2に定める資格要件に該当しなくなった場合、または事故等の特別な理由により契約締結が不可能となった場合は、上記10において次点の者)と、提案の内容と意向について協議・調整を行ったうえで、予算の範囲内で業務の委託契約を締結します。なお、仕様書の内容及び受託候補者が提出した企画提案書の提案内容については、受託候補者と県との協議により変更することがあるので、見積金額が契約金額とならない場合があります。

## 13 契約書作成の要否

要します。

# 14 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約(契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

## 15 応募・照会先

〒760-004 香川県高松市西宝町2丁目6番32号

香川県子ども女性相談センター 総務課 担当者:岩崎、北條

TEL: 087-862-8861

FAX : 087 - 862 - 4154

e-mail: kodomo@pref. kagawa. lg. jp

#### 16 スケジュール

7月22日 公告開始

7月31日 公告終了

7月31日 応募意思表明書受付締切り

8月 2日 応募資格要件の確認結果通知

8月 2日 質問の受付締切り

8月 8日 質問への回答

8月16日 企画提案書受付締切り

8月中旬~8月下旬 審査会

8月下旬 企画提案書審查結果通知

8月下旬~9月上旬 見積書を徴収、契約締結

# 17 その他

(1) 提案に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

- (2) 県に提出された書類は、応募者に返却しません。
- (3) 提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。